

事業者の皆様へ

平成21年4月1日
近畿中国森林管理局

近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持対策について

- 1 近畿中国森林管理局では、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することとしました。
- 2 近畿中国森林管理局の発注事務については、今後、このマニュアルに基づいて、事業者の皆様との応接や「不当な働きかけ」に対する対応など、以下のとおり取り組みます。
事業者の皆様におかれましては、近畿中国森林管理局における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

林野庁発注者綱紀保持マニュアルに基づく主な取組

(1) 事業者の皆様との応接方法について

- ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
- ② 複数の職員により対応します。

(2) 不当な働きかけの記録・公表について

対面、郵送、電話等の手段に関わらず、次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否するとともに、その内容を記録し、発注者綱紀保持委員会に報告します。

さらに、発注者綱紀保持委員会が調査分析の上、「不当な働きかけ」と認めた場合には不当な働きかけの日時、働きかけを行った者の氏名及びその内容等を公表します。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報を聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報を聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報を聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

なお、「林野庁発注者綱紀保持マニュアル（近畿中国森林管理局版）」及び「近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会については、当森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧ください。